

田原市入札参加資格審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号）第101条及び第116条の規定による競争入札（以下「入札」という。）に参加する者の資格及びその審査について必要な事項を定めるものとする。

(資格審査の区分)

第2条 入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる種別に区分して行う。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）
- (2) 設計・測量・建設コンサルタント等業務
- (3) 物品の買入れ及び物品の製造の請負
- (4) 業務委託その他の契約

(入札参加の資格)

第3条 入札に参加することができる者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4（施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当しない者で、資格審査を受け、田原市入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）とする。

2 資格審査を受けようとする者は、次のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 建設業にあつては、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けていない者
- (2) 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (3) 建築設計業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- (4) 営業を行うにつき法令の規定により官公署等の許認可等を必要とする場合において当該許認可等を受けていない者

(資格審査申請の受付)

第4条 資格審査は、2年に1回の定時受付（当該年度に告示された受付期間において、受け付けることをいう。）を行うものとする。

2 定時受付終了後から次の定時受付開始前の間は、中間時において随時受付（定時受付以外で受け付けることをいう。）を行うものとする。

3 資格審査の受付の方法は、次の方法によるものとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号の資格審査の受付 あいち電子調達共同システム（CALS/EC）による方法
- (2) 第2条第3号及び第4号の資格審査の受付 あいち電子調達共同システム（物品等）による方法。

(資格認定)

第5条 市長は、入札参加者として適格であると認定したときは、田原市入札参加資格者名簿に登載するものとする。

2 前項に規定する田原市入札参加資格者名簿は、公表するものとする。

(資格の有効期間)

第6条 認定された入札参加資格の有効期間は、当該資格が認定された日から次期の定期の審査による入札参加資格の認定の日の前日までとする。

(変更等の届出)

第7条 有資格者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(資格の承継)

第8条 有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、市長に届け出てその資格を承継することができる。

- (1) 個人である有資格者が法人を設立したときは、当該法人
- (2) 個人である有資格者の資格を相続した者
- (3) 法人である有資格者が合併により消滅したときは、合併後存続する法人又は合併により成立した法人
- (4) 有資格者が営業権の譲渡をしたときは、譲渡を受けた者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が営業の同一性を認めた者

2 前項の規定に基づき届け出ようとする者は、その旨を記載した書面に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。ただし、既に登載されている有資格者の資格を抹消し、新規の資格審査を提出する者は、この限りでない。

(資格の取消し)

第9条 有資格者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 暴力団並びに暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められた者
- (7) 建設工事にあつては、直近に受けた建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の基準日から1年7月を経過することとなった者
- (8) 入札参加資格審査申請（添付書類を含む。）について虚偽の事項を故意に記載した者

2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者に対して書面をもってその旨を通知する。ただし、有資格者からの申出によるときは、この限りではない。

3 市長は、第1項各号により資格を取り消したときは、田原市入札参加資格者名簿から当該者を削除する。

(資格の制限)

第10条 市長は、有資格者が次のいずれかの場合に該当したときは、当該区分に応じそれぞれに掲げる期間、その者の入札参加資格を停止するものとする。

- (1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合は、当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合は、同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合は、同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

2 市長は、前項の規定により資格を制限したときは、その者に対して書面をもってその

旨を通知する。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。